森林管理者へお知らせです

■森林を伐採するときは届出が必要 伐採の届出は30日前までに

保安林などを除く森林を伐採する場合 は、伐採する 90 日から 30 日前まで に森林がある市町村に「伐採及び伐採 後の造林の届出書」を、伐採後は状況 報告書を提出しなければなりません。



人工造林の状況報告 伐採の翌年度から2年 以内に行い、造林完了 後30日以内に報告。



天然更新の状況報告 伐採の翌年度から5年 以内に行い、更新完了 後30日以内に報告。

転用は伐採後 30 日以内に報告が必要

※伐採届や状況報告書を提出しなかった 場合は森林法違反となります。

2森林環境譲与税を活用して創設 錦江町令和の森林づくり交付金

伐採後の再造林や拡大造林を進めるこ とで森林資源を循環させ、森林が持つ 多面的・公益的機能を持続させること で、林業の成長産業化と地球温暖化防 止につなげることを目的に創設。財源 は森林環境譲与税を活用し、1ha 当 たりの二酸化炭素吸収量を基に再造 林・拡大造林面積に応じて交付します。

スギやヒノキなどの針葉樹 110,000円/1ha



シイやカシなどの広葉樹 **30,000**円/1ha

1ha 当たりの二酸化炭素吸収量は針葉樹が 11tco2、広葉樹が 3tco2 で算出しています。



※令和の森林づくり交付金は国の森林環境整 備事業(造林補助金)とは別に交付されます。

役場本庁 産業振興課 ☎ 22-3034 役場支所 産業建設課 ☎ 25-2511

すべて13時30分~16時30分 月28日~ (全6回の講座を開催) 末吉中央公民館(曽於市) 令和 4. 车 1

応募資格

障害のある方で早期

^{汎職や}再就職を目指す方

応募期間

8月2日~

户 28 日

(土日祝除く9時~17時まで)

30994

講座を開催します。

される方はお申込みくださ を必要としている外国人をサ

合は実施しません)

電話番号

3か月間

令和4年2

8 名

(応募者が少ない場

トする方法を実践的に学ぶ 参加を希望

日本語や日本の生活習慣の学習

(鹿屋市大浦町)

圓鹿児島県中小企業支援課 日本語サポーター養成講座 2 8 6

1.7 % \$ 2.3 % 6

設備資金10

年以内

運転資金7年以内、

000万円

30994-22-303 圓錦江町役場政策企画課 障害者委託訓練生を募集

032

☎0996‐44‐2206圓県障害者職業能力開発校

ルプマークを見かけたら

44

訓練場所 ビジネスマナ コミュニケ 鹿屋パソコンスク-ハソコン の習得など。 -ション能力や-ムページの作 の基本操作

児童虐待と思ったら189

受付時間 の児童相談所につながります 189」へかけると、居児童相談所虐待対応ダイ いち早くお電話ください 児童虐待かも」 3 6 5 日 と思ったら 居住地域

※連絡は匿名でも可能です 通話料 無料 固大隅児童相談所 24時間対応します 8

施します

ので調査の目的をご確

令和3年社会生活基本調査を実 総務省統計局(鹿児島県)では

者は、 ルプマ が分からない方です 類を配布しています。 どが必要なことが分からな 、ルプマ・ 外見から援助が必要なこと 現在、 クとヘルプカードの2種 周りの・ くするためのマ であることを知ら クは外見から援助 た支援を受けや 障害の特性に応じ ストラップ型の 人に支援が必要 配布の対象 クで す

援室(郵送による配布 配布窓口 各市町村、 も可

圓鹿児島県総合政策部統計課

6

世帯へ調査票を配布

します

調査員が10月上旬から調査対象認いただき回答をお願します

旬から調査対象

令和3年社会生活基本調査

四99-286-2746 「どうしましたか_

を持っている方が困っているよ と声をかけるなど手助けをお願 、ルプカー

うなときは、 ・ヘルプマ

®役場田代支所 観光交流課 ☎ 28-2488

募集要項の配布・質問受付 9/10 命~9/23 命

[選定方法] 公募型プロポーザル(企画提案型)

募集要項などは観光交流課で受け取るか、錦江町ホーム

ページからダウンロードしてください。申請書は期限内

(9/27~10/6まで) に観光交流課へ持参してください。

申請書の受付期間 9/27 ②~10/6 ②

行います。

ぜひご家族や

や登山などを楽しむイベン 自然を体感できるウォ

企業支援課へ問合せくださ

い

応援する資金です 経営革新に取り組む中

詳細は中

錦江町物産館「にしきの里」

小企業を

5年間の指定管理者を募集

令和4年3月で指定期間が満了となる錦江町物産館

にしきの里を管理運営する法人や団体と、売店コー

ナーの利用を希望する事業者を募集します。指定管

指定管理と貸付の期間・場所

5年間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

※町内に住所を有する事業者が対象

理期間は5年間で、申請は10月6日**☆**までです。

(**肝付町権現山**) 9月26日**日**

❷経営革新計画の承認を受けて

事業展開しようとするとき

●独自の技術・特許等を生かし

とするとき

指定管理と貸付の期間

指定管理委託する場所▶

休憩施設、トイレ、東屋

売店コーナー、事務室など

駐車場、駐輪場

貸し付ける場所▶

公募の日程

自然体感ウォーキング

お友達とご参加ください

月例登山会

(辻岳・野首獄)

10月10日日

融資限度額

運転資金・設備資

基本検査 4年に1回 5,000円 採水員検査 4年に3回 3,000円 (当面は4年に1回)

☎099 - 296 - 9000 **圆**(公財)鹿児島県環境保全協会

☎080-6

森管理事務所

6 5

照葉樹の森イベント案内

新製品や新サ

ビスの開発など

新事業へのチャレンジ資金

ı	単独処理浄化槽		
	ガイドライン検査		
	4,000円	4年に1回	
	採水員検査	4年に3回	
	3,000円	(当面は4年に1回	

環境保全協会が検査を行 のでご協力をお願いします 浄化槽は保守点検と清掃のほか 回の検査が義務付けられて 県知事の指定を受けた

農業振興地域整備計画書変更案の縦覧 9/21のまで意見を募集します

農業振興地域整備計画とは、「農業振興地域の整 備に関する法律」に基づき、優良な農地を確保・ 保全するととに、農業振興のための各種施設を計 画的かつ集中的に実施するために市町村が定める 総合的な農業の計画です。

錦江町では農業を取り巻く社会情勢が変化した ことに対応するため、農業振興地域整備計画の見 直しを進め変更案をまとめました。

この変更案に対して意見があるときは縦覧期間 満了の日までに、町に意見書を提出するこ とができます。また、農用地区域内に ある土地所有者または土地に関し権 利を有する人は、計画案に対し異議 申出書を提出することができます。

縦覧期間▶ 8月23日 ~ 9月21日 ◎まで

8:30~17:15まで(土・日・祝日を除く)

縱覧場所 ▶錦江町役場 産業振興課 / 田代支所 産業建設課/錦江町ホームページ

錦江町HPでも掲載しています

意見の提出期限▶ 9月21日のまで

意見の提出方法

所定の様式に住所・氏名・連絡先・意見を記入 して提出してください。

持参▶本庁 産業振興課、支所 産業建設課

郵送▶〒 893-2392 錦江町城元 963 番地 (錦江町役場 産業振興課 宛)

FAX ▶ 0994-22-1951

メール > seisan@town.kinko.lg.jp



異議の申出期間▶ 9月22日の~ 10月6日のまで

問産業振興課☎ 22-3034/ 問産業建設課☎ 25-2511

11 KINKO TOWN PUBLIC RELATIONS 2021.9

広報 Kinko 10